三　事業施行期間　自昭和四十八年三月三十一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号、昭和五十一年建設省告示第八百九号、昭和五十四年建設省告示第千三百四号及び昭和五十七年建設省告示第千四百九十七号の事業地のうち多賀城市大代一丁目及び大代六丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十九日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分一丁目八〇八番四地先から同市須和田一丁目一八八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市平田三丁目一三九七番一〇地先から同市平田三丁目一三九九番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	市川市大和田一丁目二五八番二地先から同市大和田一丁目二四八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年一月二十九日

○近畿地方整備局告示第十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十九日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
城陽市寺田今橋八四番五から木津川市市坂水干二九番一まで	前	BA	一〇・五〇～二〇・四〇メートル	四五・〇〇～一七・一六二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・五〇～二〇・四〇メートル	四五・〇〇～一七・一六二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十九日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田今橋三五番一から同市寺田金尾六〇番まで	前	三〇・四〇～一〇〇・四〇メートル	〇・七五〇～〇・七五〇キロメートル
	後	三三・七〇～九八・九〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十九日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市一宮町嶋田字南谷三二〇番二七から同市一宮町嶋田字南谷三二〇番一六まで	前	八・三〇～二八・〇〇メートル	〇・一二二～〇・一二二キロメートル
	後	一八・二〇～三三・三〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十九日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市一宮町嶋田字南谷三二〇番二七から同市一宮町嶋田字南谷三二〇番一六まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十九日

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十九日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橋本市隅田町中島字前原四二〇番一から同市隅田町中島字西山一〇七〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十九日

○近畿地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十九日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橋本市隅田町真土字戸立三六八番一から同市高野口町大野字下島田二八二番四まで	前	八・四〇～一〇・七〇メートル	四五・六〇～二八五・八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・四〇～一〇・七〇メートル	四五・六〇～二八五・八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所